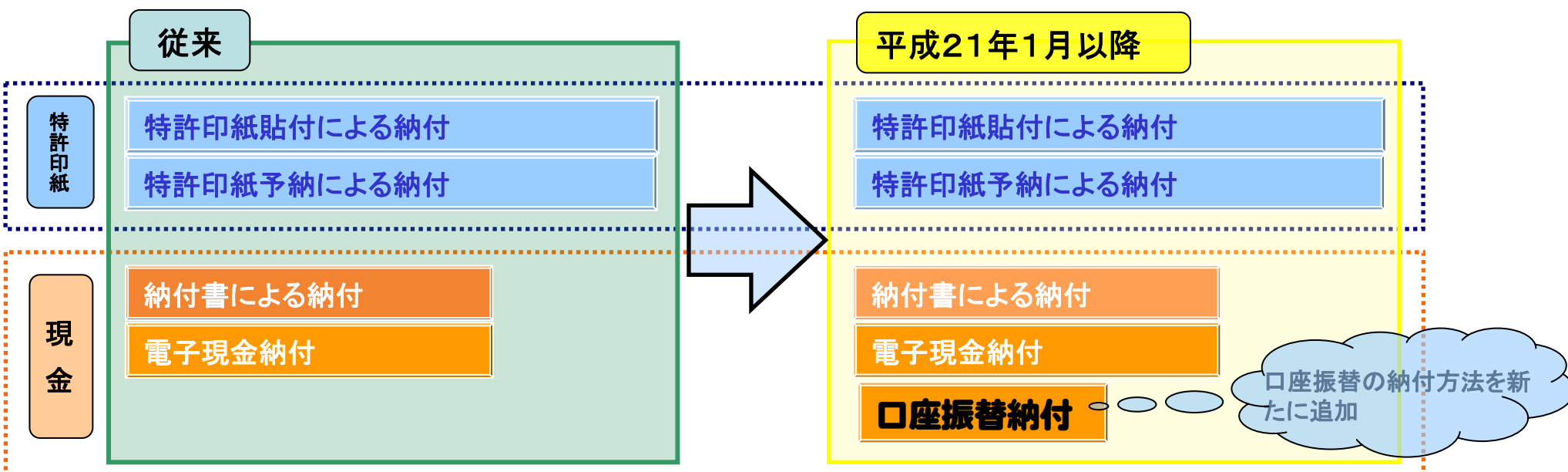
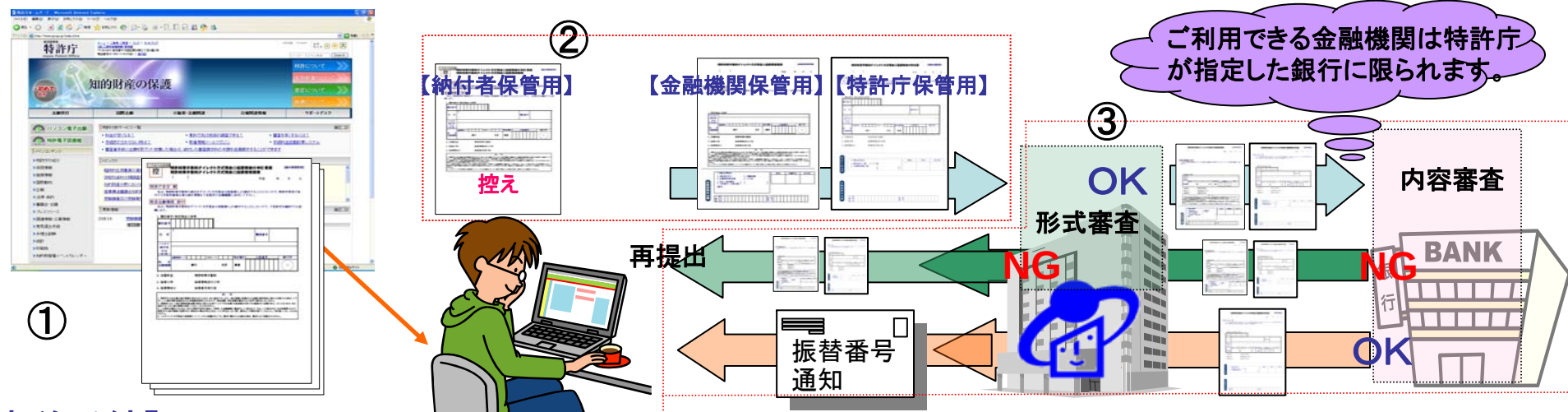


口座振替納付の概要

- ◆ 国庫金の電子決済インフラの整備に伴って、特許料等の料金納付手続の簡素化を図る観点から、従来の納付方法に加え、金融機関預金口座からの振替による納付が可能となる口座振替納付制度を平成21年1月より導入しました。
- ◆ 申請人識別番号が付与されており、電子出願により手続を行う方が利用可能です。
- ◆ 口座振替による納付方法を利用するには事前手続が必要になります。



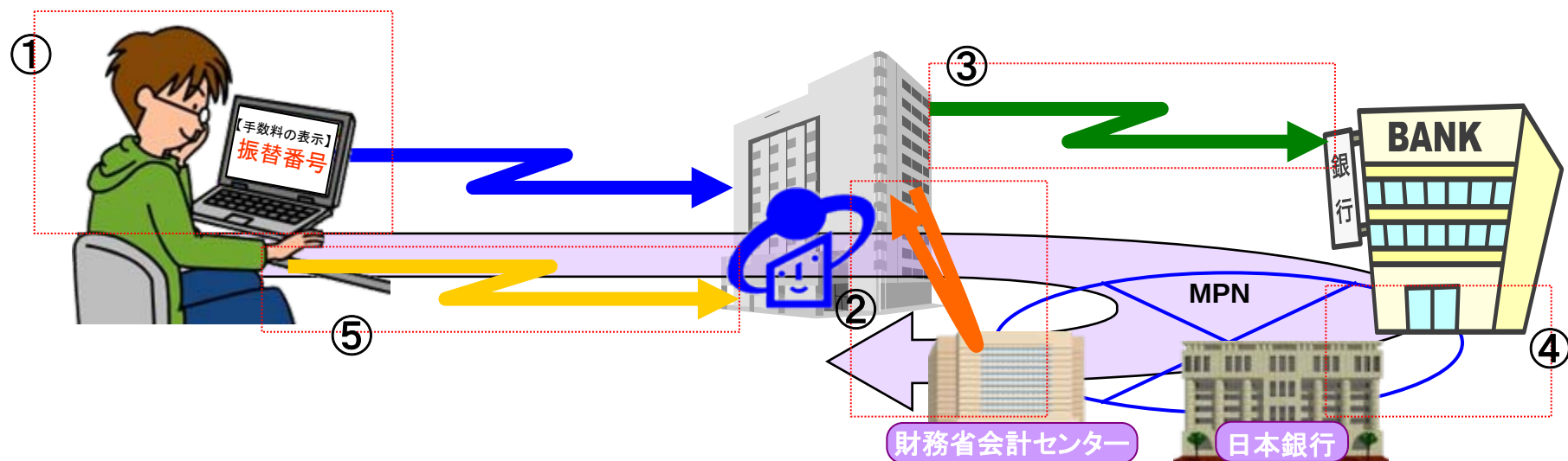
口座振替納付－事前手続の概要



【事前手続】

- ①特許庁ホームページ掲載の「特許料等手数料ダイレクト方式預金口座振替納付申出書兼特許料等手数料ダイレクト方式預金口座振替依頼書(新規) (以下「申出書」)」(3枚1組)に必要な事項を入力した後、印刷してください。(窓口で配布されている「申出書<複写方式>」は1枚目に記入してください。)
- ②「申出書」に記載した金融機関に登録されている印鑑で押印し、【特許庁保管用】【金融機関保管用】の2枚を、特許庁出願支援課申請人等登録担当あてに郵送または特許庁1階出願支援課の窓口で直接提出してください。【納付者保管用】は、お届け者にて大切に保管してください。
- ③提出した「申出書」の内容が適正な場合には、口座振替に使用する「振替番号登録通知」が特許庁から郵送されます。「振替番号登録通知」は、口座振替納付に必要となるので大切に保管してください。内容に不備があった場合には、提出された「申出書」2枚を返戻しますので、新たに「申出書」を作成するか、訂正を行い再度提出してください。

口座振替納付－申請・納付手続の概要



【申請・納付手続】

- ① 申請人は、手続書類に、【振替番号】及び【納付金額】の項目を設け、振替番号及び手数料等の金額を記載して手続きをします。
- ② 特許庁は、受信電文から振替情報を取得し、財務省会計センターより納付番号を取得します。
- ③ 取得した納付番号を用い、法令及び三者間契約に基づき申請人に代わって振替（納付）を行います。
- ④ 手続書類に記載された手数料等の金額より預貯金残高がある場合は、振替は完了しますが、預貯金残高が不足する場合は、振替ができませんので料金に係る補正（補充）指令の対象となります。
- ⑤ 申請人は随時、振替番号ごとの口座振替情報照会や預貯金通帳の記帳により振替状況を確認することができます。

口座振替による納付のメリット

特許印紙(予納口座制度)と比べると...

- ◆多額の特許印紙の購入・運搬に係る事務が不要となります。
- ◆予納書への印紙貼付の手続等、印紙に係る事務が不要となります。
- ◆預貯金通帳によるきめ細かな口座管理が可能となり、経理事務の簡素化、透明化が図れます。
- ◆複数口座を保有することで、手続別、クライアント別、研究所別等の管理も可能となります。

納付書と比べると...

- ◆金融機関の営業時間による拘束や現金の金融機関への運搬事務が不要となります。
- ◆納付書取得、領収証書貼付等納付書に係る事務が不要となります。

電子現金納付と比べると...

- ◆ATMを用いて納付する場合は、ATMへの現金の運搬に係る事務が不要となります。
- ◆銀行とのインターネットバンキング契約は必要ありません。
- ◆納付番号取得→納付→申請といった煩雑な手続きが不要となります。